

■大田原市の学校教育④

学校安全対策・職場体験学習など

これまで、本市の学校教育の特色について紹介してきました。本市ではさらに、自他の生命の尊重や、健康・安全教育の徹底、自己指導能力を高める児童・生徒指導の充実などを重要施策として、小・中学校の教育方針に掲げています。今回は最終回として、その方針に基づいて取り組んできた数多くの事業について、その一端を紹介します。



地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

●事業のねらい

学校と地域が連携して子どもたちの安全確保を主な目的として、平成17年度から5年計画で「地域ぐるみの学校安全体制整備

●事業内容

「備事業」を展開しています。警察官OBや防犯の専門家などをスクールガード・リーダーとして各中学校区に配備しています。スクールガード（学校安全ボランティア）の組織づくりを支援するとともに、スクールガード講習会

安全安心な学校づくりを目指して

スクールガード・リーダーのみなさん

（上段は中学校区名
下段は氏名（敬称略））



大田原・若草
本堂 敏雄



親園中・佐久山
廣瀬 憲一



金田南
嶋村 大司



金田北
小山田勝榮



野崎
廣川 恒男



川西・須賀川・両郷
人見 充



湯津上・黒羽
瀬尾 留雄

●成果
を主催し、防犯ブザーや防犯ベスト・防犯腕章などの防犯グッズを支給しています。

●課題
・保護者、自治会など、学校と地域の連携が強化
・スクールガードの活動で犯罪抑止の効果
・地域に青色回転灯活動車を配置したことで地域ぐるみの防犯意

識が高揚
緊急メールで迅速な不審者情報などを共有

●課題
・危機管理意識を低下させない工夫
・防犯活動を継続するための工夫
・危機意識や取り組みに対する地域の温度差の解消
・活動に対する保護者の意識の差の解消

不登校児童・生徒支援プロジェクト



不登校児童生徒 適応指導事業

●事業のねらい

不登校や学校不適応の傾向にある児童生徒の精神を安定させ、自立を促して学校生活に適応させるための援助指導や相談を行います。

●事業内容

教育委員会では、市内全小中学校に「不登校対策委員会」を設置し、不登校対策をテーマにした児童・生徒指導研修会の開催や学校教育相談員などの配置も行っています。

また、不登校児童・生徒支援プロジェクトとして、月7日以上欠席した児童生徒のいる学校では「不登校対策委員会コアチーム会議」を開催しています。各学校の教職員に加え、県スクールカウンセラー（配置校）か市カウンセラーなどの臨床心理学の専門家が、スーパーバイザー（援

助者）として必ず参加しています。

●成果

平成6年度からうなぎ上りに増加していた不登校児童生徒数（出現率）は、平成13年度に1・86%で近年では最多でしたが、平成20年度の調査では1・36%となり、減少傾向が続いています。

●課題

不登校との関連で新たに指摘されている課題として、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）などがあります。これらの児童生徒は、周囲との人間関係がうまく構築されない、学習のつまずきが克服できないといった状況が進んで、不登校に至る事例があります。

また、保護者による子どもの虐待など、登校を困難にするような事例もあり、個々の児童生徒が不登校となる背景にある要因や直接的なきっかけはさまざまのため、きめ細かい対応が必要となります。

連続5日間の職場体験「わくわくチャレンジウィーク」



職場体験学習事業



保育園における職場体験

●事業のねらい

思春期にある中学生の時期に、ゆとりをもって、地域や自然の中で、生徒の主体性を尊重したさまざまな活動や体験ができる機会を設けます。これらを通して、豊かな感性や創造性などを育み、主体的に自己のあり方や生き方を見つめさせ、地域の人々とのかわりの中で地域に学び共に生きる心や感謝の心を育み、自立性を高めさせるなど、「生きる力」を育成するものです。

●実施対象

市内中学校2年生の生徒全員

●実施時期

6月～11月（長期休業中、土日・祝日を除く）

●体験活動内容例

- 【勤労生産活動】農業、酪農、林業、水産業などの活動
- 【職場体験活動】地域のさまざまな職場での体験活動
- 【文化・芸術創作活動】音楽、絵画、演劇、陶芸、伝統工芸、郷土芸能などの活動
- 【福祉体験活動】福祉施設などでの活動
- 【ボランティア活動】地域でのボランティア活動
- 【その他】外国人との交流、図書館などでの活動、環境調査活動など

●指導者

指導ボランティア（事業所・施設などの関係者や保護者・地域住民など）が、生徒の活動に対する指導や支援を行い、生徒の状況を把握して学校に連絡します。

●成果

市内外の多くの事業所などの理解、協力を得て、職場体験学習による教育効果は非常に高いものがあります。各学校では、事後指導として、生徒同士の学び合う機会も大切にしており、文化祭などで上級生が下級生に職場体験での学びを伝えていきます。この事業を通して、キャリア教育の目指す「学ぶことの良さ」「学ぶ意欲の向上」「夢やあこがれの中で夢を広げる」などの効果が現れています。



コンピュータでの体験

子どもの心を育てる学校での動物飼育



獣医師と連携した体験活動推進事業



ウサギの飼育について獣医師から話を聞く子どもたち

●事業のねらい

教育委員会と地域の獣医師が連携して、市内全小学校における小動物の飼育に関する学習環境を充実させ、飼育環境を改善します。

- ・獣医師の指導や支援を受け、児童が学校で飼育している小動物とふれあう活動を学校が推進します。これにより、児童が動物の生態や正しい飼育方法などを学び、今後一層、児童の動物愛護の心や生命を尊重する心、ひいては「生きる力」を育むものです。

●事業内容

○学校の飼育活動や生活科などの授業を支援

- ・飼育計画の見直しや指導場面の工夫など、飼育に関する指導を工夫、改善する。
- ・飼育環境を改善する。
- ・小動物の飼育に関して獣医師の支援を得て、授業を工夫、改善する。

- 実施校連絡会議を実施
- ・事業の趣旨・実施内容などについて共通理解を図る。
- ・獣医師会と各小学校の連絡調整を行う。

- ・獣医師からの専門的な助言や各小学校の小動物の飼育状況などの情報交換を通して、飼育計画・飼育方法・環境などを改善する。

●成果

- ・子どもたちに現れた成果として、各学校から次のような感想が出ています。
- ・命の大切さを実感できた。
- ・責任感を持てるようになった。
- ・社会性・協調性を育成できた。
- ・優しさ、思いやり、忍耐力を育成できた。
- ・心の癒しや人間関係改善の場となった。
- ・動物に対する観察力、探究心を育成できた。



ウサギとのふれあい



小中一貫(連携)事業

●事業のねらい

小中一貫(連携)教育については、先進校の視察や研究を通して、いわゆる「中一問題」の解消や、系統的な指導の充実による学力の向上など、小中一貫教育による効果が期待されています。

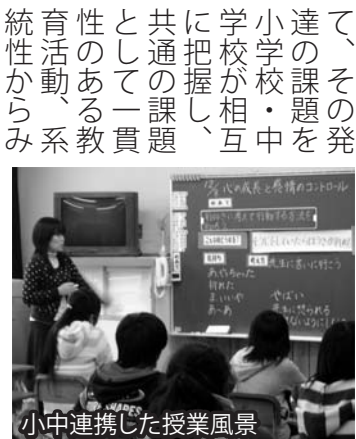
本市では、平成20年度から研究学校指定として、中学校区を単位とした「小中一貫(連携)教育」研究指定を行っています。この研究指定は、完全な小中一貫教育ではなく、連携を強めた一貫であり、複数の小学校から1つの中学校に上がるという、連携するにはさまざまな障壁が予想される地区を指定しています。これにより、離れた敷地同士、さらに複数校との連携のあり方を研究していきます。

●主な内容

中学校区内の子どもたちについて、その発達の課題を小学校・中学校が相互に把握し、共通の課題として一貫性のある教育活動、系統性からみた学習指導内容の見直し、教職員の交流などを行っています。

●成果

・中学校区において、「9年間を通してどんな力を身につけさせたいのか」という共有の理念を確認する機会になった。
 ・小中連携において、教師の人的交流や意見交換会の機会が増えた。
 ・児童生徒の発達状況は地域によ



小中連携した授業風景



小・中学校の教職員が交流

〈研究テーマの例〉

「意欲をもって、よく考え、進んで学習する児童生徒の育成」
 ～9年間の教育活動を通して～

○進んで学習する児童生徒

- ・学びの定着
- ・意欲をもってよく考える
- ・系統的な教育課程

- ・中3卒業時期を見越した一貫指導
- ・中1ギャップを埋める確かな学力の育成
- ・系統的、計画的な指導過程の共通理解

○組織

- ・生活指導研究部／生活習慣アンケート、学習指導などの共通理解
- ・学習指導研究部／授業づくり、授業研究会、教職員による授業参観の実施
- ・小中交流研究部／小中合同研修会の実施

○保護者、地域への情報発信

- ・小中連携だよりの発行
- ・家庭学習の習慣（県教育委員会からの学びのすすめ）

市役所の終了時刻

3月31日まで
午後5時30分

4月1日から
午後5時15分

本市職員の勤務時間が国家公務員に準じて改正されることに伴い、市役所の通常業務の終了時刻が次のとおり変わります。

4月1日から市役所の終了時刻が変わります



大田原市役所

■問い合わせ

学校教育課 学校教育係

TEL (98) 71113

つて異なる。そこで、児童生徒の実態を把握しながら、学力調査や学校評価といった客観的な指標を活用することで、小学校と中学校の教師が明確な目標を共有しながら日ごろの教育活動が実践できた。

・教科の連携の取り組みについては、「総合的な学習の時間」やキャリア教育などでも、地域の実態を捉えた中学校区ならではの課題をしっかりと見極めて実践することができた。 など

自動交付機の稼働終了時刻

	平日	土・日 祝日
市役所本庁舎	午後6時30分	午後5時
湯津上支所	午後6時30分 (午後5時30分)	午後5時
黒羽支所	午後6時30分 (午後5時30分)	午後5時

※()内は3月31日までの稼働終了時刻、表示のないものは変更なし



自動交付機

●住民票・印鑑証明の自動交付機の4月以降の稼働終了時刻

TEL (23) 8702

